



## 金融リテラシー講座



第1回

# 新しいNISA制度について

北陸銀行 リテール推進部 村上 亜衣

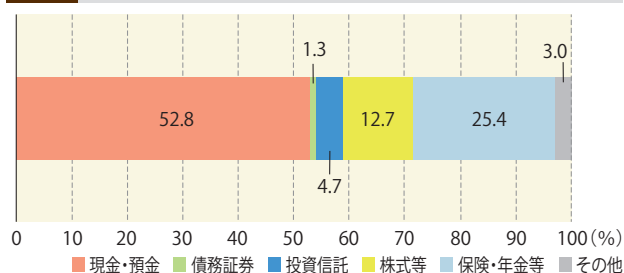
## 1 貯蓄から投資へ

### (1) 日本の個人金融資産の実態

いま再注目されている「新NISA」という制度をご存知でしょうか。「NISA」は個人投資家を対象とした税制優遇制度ですが、これまで以上に魅力的な「新NISA」制度が2024年1月にスタートします。

日本銀行が公表する「資金循環統計」によりますと、個人が保有する預金や株式などの金融資産は、2023年6月末時点で2115兆円と、過去最高を更新しました。図1のとおり、日本の家計における個人金融資産は一貫して現金・預金の割合が高い状態が続いており、これら現金・預金の今後の動きに注目が集まっています。

図1 日本の家計の金融資産（2023年6月末時点）



資料：日本銀行「資金循環統計」より北陸銀行作成

### (2) 進まない「貯蓄から投資へ」

家計金融資産の大半が「現金・預金」である背景として、デフレが長期化し現金の実質的な価値が下がらないため、総体的にリスクの高い投資の必要性が感じられなかったことが挙げられます。加えて、投資教育が浸透しておらず、資産運用の効果やリスクについて学ぶ機会が少ないことも、投資に対して抵

抗感をもつ一因になっていると考えられます。

「貯蓄から投資へ」のシフトを進めるには、幅広い世代に投資や資産形成に関する知識をどう伝えていくかが課題となります。日本は他国に比べて、金融に関する教育が学校や職場などで十分に行われていないとの指摘があります。こうした中、銀行をはじめとする多くの金融機関では、地域の高校や大学、取引のある企業において金融教育を行う取り組みが強化されつつあります。

「貯蓄から投資へ」が実現し、多額の預貯金が投資資金として活用されることで、経済が活発になることが期待されます。政府の掲げる「成長と資産所得の好循環」は、投資によって国民の所得を増やしつつ経済成長を促進していく仕組みと言えます。

### (3) 資産所得倍増プラン

日本には投資に慎重な人が非常に多く、バブル崩壊後も幾度となく「貯蓄から投資へ」という言葉が叫ばれてきました。政府が掲げた「資産所得倍増プラン」の柱の一つである「企業による雇用者への資産形成の強化」では、従業員が資産形成に関するアドバイスを気軽に得られる「中立的な認定アドバイザー」制度の活用や、給与天引きによる「職場積み立てNISA」や「企業型確定拠出年金 (DC)」の導入、掛け金が税額控除される「iDeCo」の加入サポートなど、従業員の資産形成に対して企業側の積極的な支援が求められています。

今後少子高齢化が進むことから年金の受給開始年齢が引上げられることも予想されており、キャリアの多様化とともに将来の資産形成に対する選択肢も増えつつあります。「公的年金（国民年金、厚生年金）」と「私的年金（確定拠出年金、iDecoなど）」

に「新しいNISA制度」が加わることにより、さまざまなライフイベントにも柔軟に対応できる制度が整ってきたといえるでしょう。

## 2 新しいNISA制度

### (1) これまでのNISA制度の概要

ここからはNISA制度について解説いたします。NISAは、個人の資産運用を後押しするための税制優遇制度です。本来、株式・投資信託などの売却益や配当金には約20%の税金がかかりますが、この制度を利用することで一定の範囲内で非課税となります。

これまでの制度は、株式や投資信託などを年間120万円まで購入できる「一般NISA」と、長期の運用を想定して投資対象を一定の投資信託に限定し年間40万円まで購入できる「つみたてNISA」がありましたが、どちらか1つしか選ぶことができず、いずれも期限付きの措置で非課税で保有できる期間も決まっていました。その「NISA制度」ですが、2024年1月に制度の内容が大きく変わります。

### (2) 新しいNISA制度の概要

ここからは、「新しいNISA制度」の概要について解説いたします。

#### ポイント① 非課税投資枠が大幅に拡大

これまでの一般NISAは年間120万円、つみたて

NISAは年間40万円が上限でしたが、新しいNISAでは「成長投資枠」が年間240万円、「つみたて投資枠」が年間120万円の合計360万円と、非課税で投資できる枠が拡大します。

#### ポイント② 非課税保有期限が無期限に

これまで一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間と非課税で保有できる期間が限られていましたが、新しいNISAでは無期限となります。

#### ポイント③ 成長投資枠とつみたて投資枠の併用

これまで一般NISAとつみたてNISAの併用ができなかったため、口座開設の際にどちらかを選択いただいていたのですが、新しいNISAではニーズに合わせて「成長投資枠」と「つみたて投資枠」のどちらの枠もお使いいただけるようになります。

### (3) 新しいNISA制度の活用法

ここからは、新しいNISA制度についてより詳しく解説いたします。

#### ① 非課税枠の拡大と制度の恒久化

これまで非課税で投資できる最大金額は、一般NISAの600万円（年間120万円×5年間）か、つみたてNISAの800万円（年間40万円×20年間）のいずれかでしたが、新NISAでは生涯非課税限度額が最大1800万円と大幅に拡大されます。また、非課税保有期間が無期限になることで制度が恒久化され、人生100年時代にあわせた長期的な資産形成に活かすことができます。

図2 これまでのNISAと新しいNISAの主な相違点

	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	20年間 (2042年末まで)	5年間 (2027年末まで)	無期限	
口座開設期間	2023年まで		恒久化	
新規買付期間			2024年1月から	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総枠)	800万円 (枠の再利用不可)	600万円 (枠の再利用不可)	1800万円 (枠の再利用可)	
			うち成長投資枠 1200万円	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 (除外あり)
併用	併用不可		併用可	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	

運用期間が無期限となることから、例えば、現在30歳の方が、つみたて投資枠を活用して70歳まで積み立てることができるようになり、非課税での運用効果を期待した老後資産の形成が可能となります。余裕資金がある場合は成長投資枠を利用した資産運用を行うこともできるので、目的に応じて、つみたて投資枠と成長投資枠を活用することができます。

なお、成長投資枠の上限は1200万円ですが、成長投資枠の利用がない場合、つみたて投資枠の上限は新NISAの限度額と同じ1800万円となり、これまでのつみたてNISAの5年間600万円から大幅に拡大されます。

### ② 非課税投資枠の再利用

これまでのNISA制度では売却分の非課税投資枠は再利用出来ませんでした。新NISA制度では売却した翌年以降、投資枠が再利用できるようになります。例えば、2030年までに生涯投資枠の1800万円を使い切り、2030年に簿価100万円分を売却した場合、生涯投資枠の利用は1700万円となり、翌年には再度100万円分を投資することが可能になります。

### ③ つみたて投資枠の手数料

これまでのNISA制度の「つみたてNISA」は新しいNISAでは「つみたて投資枠」に名称が変更され

ます。つみたてNISAと同様につみたて投資枠で運用する商品は、購入時手数料が無料（ノーロード）、かつ運用期間中の費用である信託報酬が低く設定されています。投資枠の再利用と制度の恒久化のイメージについては、図3をご確認ください。

### (4) 新しいNISA制度利用にあたっての留意点

これまで新しいNISA制度の特長や魅力についてお伝えいたしましたが、新しいNISA制度の留意点についても説明いたします。

#### ① 投資対象商品の限定

これまでの一般枠と同様に、成長投資枠では上場株式や投資信託が非課税対象となりますが、対象商品は以下のとおりに限定されます。

#### <新NISA成長投資枠の対象商品>

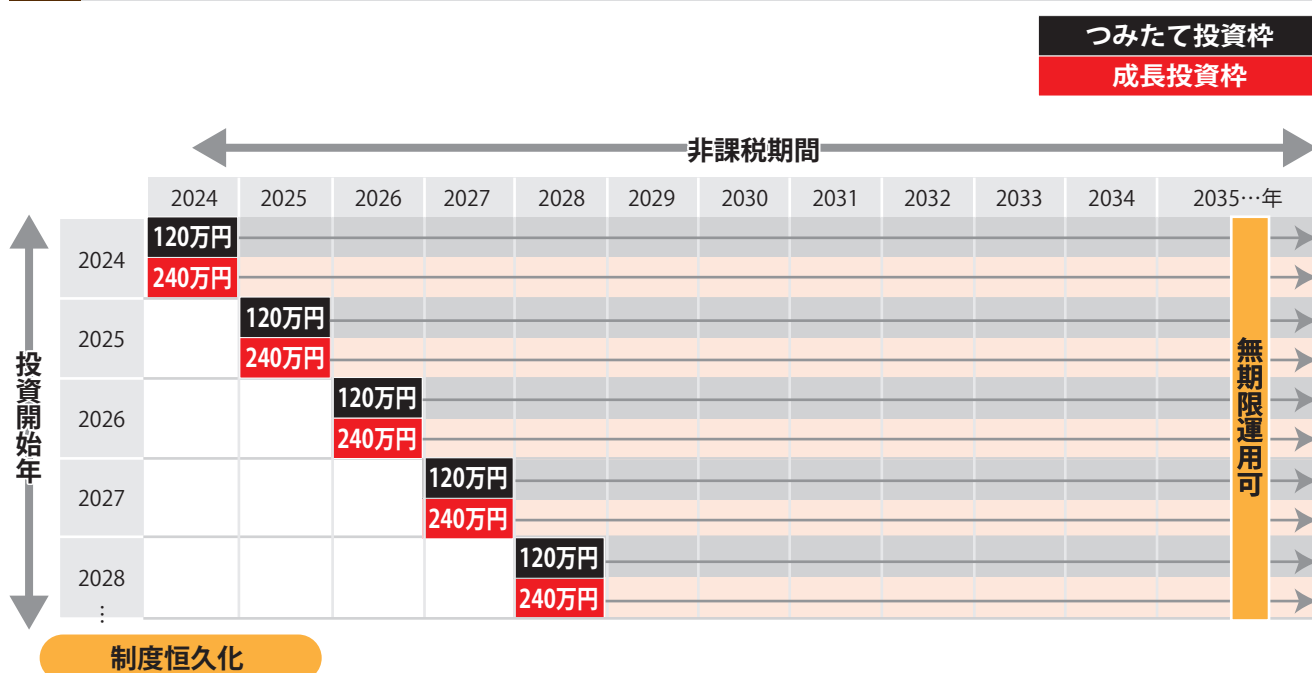
- ・信託期間が無期限または20年以上であること
- ・ヘッジ目的など以外の目的でデリバティブ取引による運用を行わないこと
- ・毎月分配型でないこと

成長投資枠の対象から外れる商品は、課税扱いで投資する必要がありますのでご注意ください。

#### ② 新たな口座開設が必要か？

新しいNISA制度を利用するためには、銀行や証券会社などでNISA口座を開設することが必要です。

図3 新しいNISAの制度恒久化イメージ



NISA口座は「1人1口座」と決まっており、他の金融機関で追加開設することはできません。

すでにNISA口座をお持ちの方は2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されます。これまでと異なる金融機関でNISAを利用したい場合は、NISA口座の移転手続きが必要になります。

### ③ 旧NISAと新NISAの併用は可能か？

2023年末までは旧NISA枠で購入が可能ですが、旧NISAで購入した商品は、非課税の期限（一般5年、つみたて20年）まで（新制度とは別枠で）旧制度のまま運用されます。旧NISAの残高が新NISAに移管されることはありませんので、旧NISAの非課税期間は、旧NISAと新NISAが併存することとなり、旧NISAと新NISAの非課税上限額の両方が利用できます。

## (5) NISA制度における再確認事項（新旧問わず）

### ① どの金融機関でも買える商品は同じか？

金融事業者によって取扱商品が異なります。NISAは投資信託に加えて、上場株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）が対象商品となっていますが、金融機関によっては投資信託のみ取扱いしている場合がありますので、資産形成の方針に適した金融機関でNISA口座を開設する必要があります。

### ② 特定口座や一般口座との損益通算

NISA口座内での譲渡益は非課税であるため、NISA口座内で譲渡損失が発生しても損益通算の必要はありませんが、（特定口座<sup>\*1</sup>など）他の課税取引で譲渡益が発生した場合でも、NISA口座内で発生した損失とは損益通算ができません（NISA枠で譲渡益が発生して、課税取引で譲渡損が発生した場合も、NISA枠がもともと非課税なので損益通算の必要はありません）。またNISA制度では、譲渡損失の繰り越し控除<sup>\*2</sup>も適用されませんので注意が必要です。

NISA制度のメリットとデメリットを十分考慮し

※1 特定口座：特定口座内の複数の取引で生じる損益が特定口座年間取引報告書により合算して計算されるため、確定申告が不要または簡易になる制度

※2 譲渡損失の繰り越し控除：上場株式などの譲渡損失のうち、その年に控除しきれない金額を、翌年以降3年間にわたり上場株式などの譲渡益および配当などから控除することが可能な制度

た上で、ご自身の投資方針やポートフォリオに合った運用をお選びください。

## (6) 投資のリスク

投資を行う際には、リスクがあることにも注意が必要です。投資信託であれば、組み入れ有価証券（株式、債券など）の値動きによる価格変動リスク、外貨建て資産に投資するものには、為替相場の変動によるリスクがあるため、預金と異なり元本・分配金が保証された商品ではありません。また、購入時手数料・信託財産留保額、信託報酬（運用管理費用）などの手数料も商品によって異なることから、商品の選定も投資判断において重要な要素となります。

## 3 | まとめ

新しいNISA制度は、政府が掲げる「資産所得倍増プラン」の中核をなす政策として位置づけられており、国民の積極的な投資を後押しするものです。この制度の最大の特長である「恒久化」は、私たち国民が将来に向けての資産形成について考えることを促すものであり、この政策が成功すれば、国にとっても私たち国民にとっても大きな利益がもたらされるでしょう。

その一方で、投資には一定のリスクが付きまとうことも事実です。投資を行う際は、その点をよく踏まえた上で判断することが必要です。また投資のリスクを抑えるためには、長期的な目線で資産形成と向き合っていくことが求められます。

本金融リテラシー講座では、今後も資産形成のほか、犯罪防止など金融に関するさまざまな基礎知識をお伝えしてまいります。

### 【参考文献】

- ・金融庁 NISA特設ウェブサイト（金融庁ホームページ）
- ・内閣官房 資産所得倍増プラン

新しいNISA制度の詳細については  
こちらをご確認ください



資産形成やNISA制度などにご興味のある方、  
ご相談されたい方は、お近くの北陸銀行各支店、または  
以下までお問い合わせください。

◎北陸銀行 リテール推進部  
TEL：076-423-7111